

重要事項説明書（ともの家この道）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス

あなたに対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス提供開始に当たり、厚生労働省令で定める基準に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 ともの家
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	永和 志野
所在地	松山市溝辺町甲 9 4
法人の理念	ノーマライゼーションの推進 非営利活動に徹する

2. 事業所概要

名 称	ともの家この道
目 的	この事業は認知症高齢者が共同生活をすることによって心身ともに安定した暮らしを送ることを目的とします。
運営方針	顔なじみの人間関係、役割の発揮、自由な生活を通して、笑顔ある暮らし、心落ち着く暮らしを保障し、認知症の進行を遅らせ、また、認知症があっても人間らしい豊かな生活を実現します。
管 理 者	古川晃
開設年月日	平成 1 8 年 8 月 1 日
保険事業者指定番号	3 8 9 0 1 0 0 1 1 2
所 在 地	松山市溝辺町甲 9 3 番地 1
電話及び FAX 番号	0 8 9 - 9 1 4 - 5 5 1 5

3. 敷地概要

（1）敷地および建物

敷 地	759m ²		
建 物	建 物 構 造	木造 2 階建て	
	建 物 面 積	1 階(認知症対応型共同生活介護に使用) 262.83m ²	
	利 用 定 員	9 名	

（2）主な設備

設備の種類	数	面積 m ²	設備の種類	数	面積 m ²	設備の種類	数	面積 m ²
居室（洋室）	9	9.23 m ²	脱衣室	1	5.55 m ²	和 室	1	13.25 m ²
食堂・居間	1	64.43m ²	浴 室	1	6.67m ²	ト イ レ	3	1.82 m ²
台 所	1	13.25m ²	事 務 室	1	9.94m ²			6.2 m ²

4. 職員体制（主たる職員）

職種	員数	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務
管理者 職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所に対する介護サービスの利用申し込みに係る調整、職員に対する指導等を行います。	1	1			
介護職 介護サービスの提供に当たります。	7	5	1	1	
計画作成担当者 介護計画の作成を行います。	1		1		
看護職員 健康管理や医療行為等のサービス提供に当たります。	自法人の訪問看護ステーションとの健康管理契約に基づき 24 時間対応いたします。				

5. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	7：00～17：00（他事業所の管理者を兼務しています）
介護職員	早出 7：30 ～ 16：30 日勤 9：00 ～ 18：00 遅出 10：30 ～ 19：30 夜勤 16：00 ～ 翌9：00 夜間及び深夜の時間帯（21：00～翌6：00）は、原則として職員1名あたり利用者9名のお世話をします。
計画作成担当者	介護職員を兼務しているため、介護職員と同様の勤務体制です。
看護師	訪問看護ステーションが週1回以上の健康管理をおこないます。

6. 事業所サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種類	内容	利用料
食事の介助	・栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） ・食事は離床して食堂で取っていただけるよう配慮します。 朝食 7：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～	介護報酬の告示上の額〔ただし、法定代理受領サービスの場合は、介護報酬の告示上の額の負担割合に応じた額、法定代理受領サービスでない場合は、介護報酬の告示上の額です。〕
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・介助は、原則同性の職員が行います。	
入浴の介助	・週2回の入浴または、清拭をおこないます。 ・介助は、原則同性の職員が行います。	
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は随時実施します。	

健康管理	・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関が責任をもって引き継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、付き添い、介添えについては、家族の協力をお願いいたします。	
相談及び援助	・当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。	(相談窓口) 管理者

(2) 基本料金

1日あたりの自己負担分（令和6年4月1日改定）

要支援 2 761円 要介護 1 765円 要介護 2 801円 要介護 3 824円

要介護 4 841円 要介護 5 859円

※上記金額は1割負担の場合であって、実際の自己負担割合に応じて変動します。

※要件に該当した場合には、以下の加算等、関係法令に基づいた費用が、上記の自己負担分に加算されます。なお、自己負担分や加算の額については、国の基準報酬の改定や算定できる加算種類等により変更することがあります。

加算の種類・額および算定要件
・初期加算（30円／日）※該当者のみ 入居後30日間に限り算定。30日以上入院後、再び入所した際に新たに1月に限り算定。
・医療連携体制加算（Ⅰ）イ（57円／日） 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置している場合に算定。 ① 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ② 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
・医療連携体制加算（Ⅰ）ロ（47円／日） 事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合に算定。 医療連携体制加算Ⅰ（イ）の要件①、要件②を満たしていること。
・医療連携体制加算（Ⅰ）ハ（37円／日） 事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保している場合に算定。 医療連携体制加算Ⅰ（イ）の要件①、要件②を満たしていること。
・医療連携体制加算（Ⅱ）（5円／日） 医療連携体制加算Ⅰのいずれかを算定していることが要件。 算定日が属する月の前3ヶ月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること。 ① 喀痰吸引を実施している状態、② 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態、③ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態、④ 中心静脈注射を実施している状態、⑤ 人工腎臓を実施している状態、⑥ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態、⑦ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態、⑧ 褥瘡に対する治療を実施している状態、⑨ 気管切開が行われている状態、⑩ 留置カテーテルを使用している状態、⑪ インスリン注射を実施している状態
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（22円／日） 配置する介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上の場合に算定。

協力医療機関連携加算（100 円／月） ①～③の要件を満たす協力医療機関との間で、利用者等の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していることで算定。 ①利用者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。③利用者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた利用者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
退居時情報提供加算（250 円／回） 医療機関へ退所する利用者等について、退所後の医療機関に対して利用者等を紹介する際、利用者等の同意を得て、当該利用者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(一人につき 1 回限り算定)
退居時相談援助加算（400 円／回） 利用期間が 1 ヶ月を超える利用者が退居するにあたり、当該利用者およびその家族に対して、退居後の相談援助を行い、退居後 2 週間以内に市町村又は包括支援センターに利用者の退居後のサービスに必要な情報提供を行った場合に算定する。(一人につき 1 回)
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（100 円／月） 次の要件を満たす場合に算定。 ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること②見守り機器等のテクノロジーを全ての居室に導入していること③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること④ 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
看取り介護加算（Ⅰ）（72 円／日）※該当者のみ 指針及び計画に対しての利用者又はその家族からの同意を得た上で看取り介護を行った場合に算定。 （死亡日以前 31 日～45 日以下）
看取り介護加算（Ⅱ）（144 円／日）※該当者のみ 指針及び計画に対しての利用者又はその家族からの同意を得た上で看取り介護を行った場合に算定。 （死亡日以前 4 日～30 日以下）
看取り介護加算（Ⅲ）（680 円／日）※該当者のみ 指針及び計画に対しての利用者又はその家族からの同意を得た上で看取り介護を行った場合に算定。 （死亡日以前 2 日～3 日）
看取り介護加算（Ⅳ）（1280 円／日）※該当者のみ 指針及び計画に対しての利用者又はその家族からの同意を得た上で看取り介護を行った場合に算定。 （死亡日）
入院時費用（246 円／日）※該当者のみ 入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる利用者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合（1 ヶ月に 6 日が限度）
口腔衛生管理体制加算（30 円／月） 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合に算定。
栄養管理体制加算（30 円／月） 管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を月 1 回以上行う場合に算定。

口腔・栄養スクリーニング加算（20 円／回） 利用者に対し、利用開始時及び利用中 6 ヶ月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合（6 ヶ月に 1 回が限度）
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（100 円／月） ※該当者のみ リハビリテーションを実施している事業所等の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、計画作成担当者が生活機能の向上を目的とした介護計画を作成等することで算定。（初回のサービスが行われた日の属する月）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（200 円／月） ※該当者のみ リハビリテーションを実施している事業所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士や医師が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者への助言とそれを受けての介護計画を作成等することで算定。（初回のサービスが行われた日の属する月以降 3 月の間）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位数に 22.8%を乗じた単位数の負担割合に応じた額

（３）介護保険給付外負担

種 類	内 容	利 用 料
水・光熱費	月末〆で部屋代と併せて請求 電気製品（テレビ等）持込の場合には、 1 点につき 1 日 120 円を徴収	月 10,000 円＋消費税 （夏季 7 月～9 月・冬季 11 月～3 月） 月 12,000 円＋消費税
おむつの提供	利用者の状況に応じて提供（月末〆で請求）	実 費
食事の提供	利用者の状況に応じて提供（月末〆で請求）	1 日 1,410 円 （朝 310 円、昼・夕各 550 円）
日 用 品	ご本人の希望で必要な物品（月末〆で請求）	実 費
部 屋 代	月末〆で請求	月 42,000 円
外出諸費	利用者・家族の希望で外出行事等に参加し、費用が発生した場合（月末〆で請求）	実 費

・サービス提供記録の複写物交付については、1 枚につき 10 円がかかります。

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第 11 条参照）

前記（２）、（３）の料金・費用は、次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

①口座自動振替方式
②銀行振込（次のどちらかの口座にお振込ください） 愛媛信用金庫 溝辺支店 普通預金 №0039185（名義）社会福祉法人ともの家理事長 永和 志野 伊予銀行 東野支店 普通預金 №1362137（名義）社会福祉法人ともの家理事 永和 志野

7. 苦情等の申立先

窓口担当者 認知症対応型共同生活介護 管理者・主任

ご利用時間 毎日 9:00～17:00

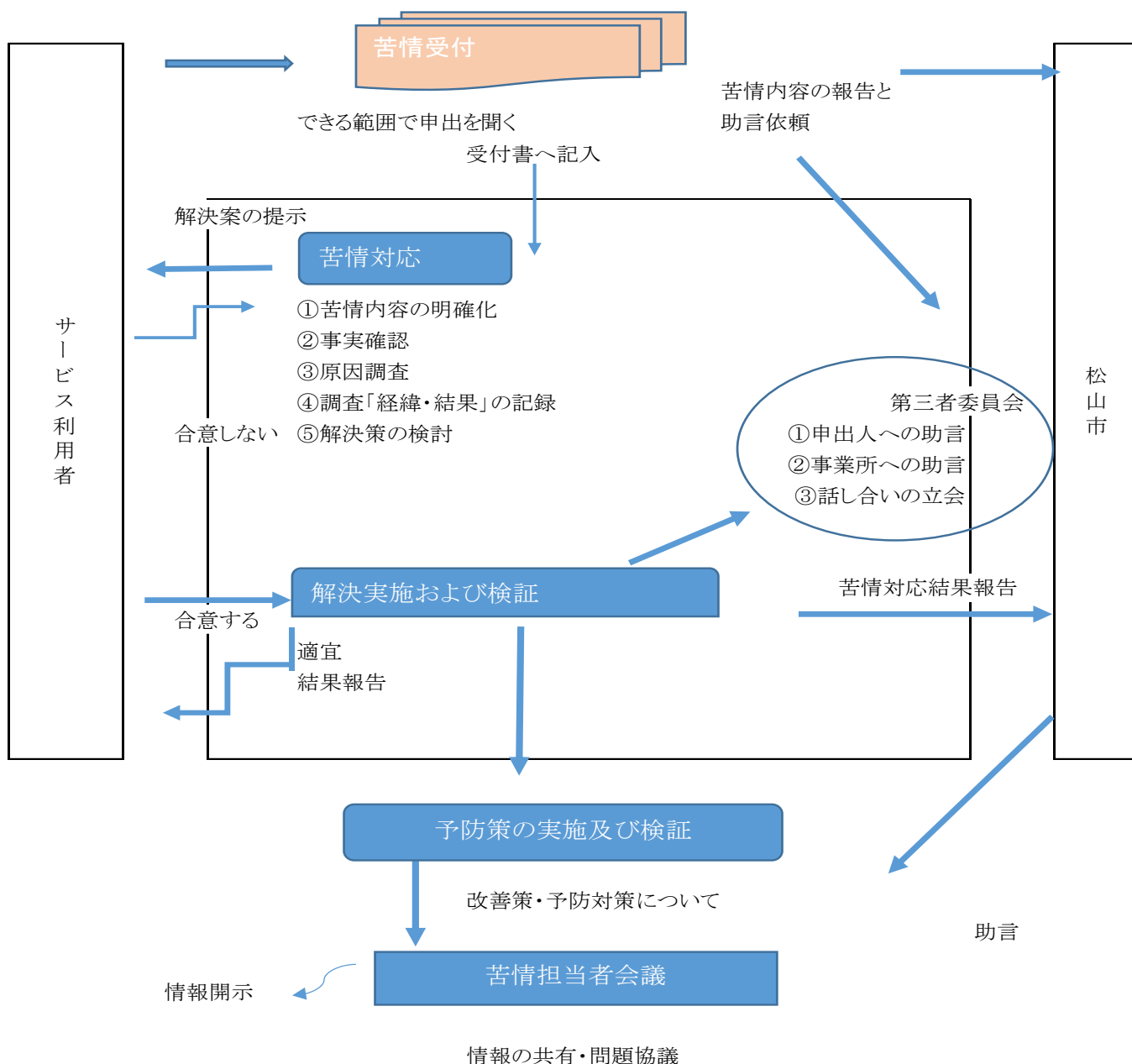
ご利用方法 電話 089-914-5515 面接 随時

愛媛県国保連合会 968-8700 松山市指導監査課 948-6968 (受付時間 8:30～17:15)

愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会 998-3477 (受付時間 9:00～12:00、13:00～16:30)

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び次の手順は次のとおりとします。

【相談及び苦情対応のフローチャート】



8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合、速やかに家族・医療機関等に連絡し必要な処置を行います。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。また、松山市・担当ケアマネジャー等に報告するとともに、事故報告書を詳細に記録し保管、再発防止に役立てます。

9. 協力医療機関等

① 医療機関 所在地／電話番号 診療科目 連携支援体制の概要	もりもと在宅クリニック 松山市道後一万 3-1 サンインテグラル道後 1 F／089-927-3337 内科 健康維持管理、医療相談・指導、終末期医療の対応等
② 医療機関 所在地／電話番号 診療科目 連携支援体制の概要	よこた内科 松山市岩崎町 1 丁目 8-41／089-945-8811 内科 随時利用者の診察を行う
③ 医療機関 所在地／電話番号 診療科目 連携支援体制の概要	医療法人清友会 清水医院 松山市衣山 4 丁目 8 1 8 - 2／089-922-1500 内科 健康維持管理、医療相談・指導、終末期医療の対応等
④ 医療機関 所在地／電話番号 診療科目 連携支援体制の概要	すこやか歯科 松山市北井門 2-21-26／089-957-8817 歯科 随時検診・治療・急変時の対応を行う
⑤ 老人保健施設 所在地／電話番号 連携支援体制の概要	道後ベテルホーム 松山市祝谷 6-1277／089-927-2000 利用者の希望・相談に応じて入所等の連携を図る
⑥ 訪問看護ステーション 所在地／電話番号 連携支援体制の概要	訪問看護ステーションともの家 松山市溝辺町甲 94／089-977-8502 健康管理・医療処置・緊急時対応・医療機関との連携

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所では、介護サービスの提供にあたり、その提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるために、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉 構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等 開催：隔月で開催。 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等についての記録を作成します。

※当事業所は、運営推進会議にて、第三者評価を実施しています。直近の開催日は、令和 7 年 3 月 27 日です。評価結果は、ホームページにて公開しています。

11. 虐待防止のための措置

事業所は、介護サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

（２）事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知します。

②虐待の防止のための指針を整備します。

- ③職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

1 2. 非常災害時の対応

災害種別ごとの防災計画を作成し、事業所の見やすい場所に掲示しており、非常災害時には、その防災計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

〈防火管理者〉中村嘉孝

〈消防用設備〉・自動火災報知機 ・非常用照明 ・誘導灯 ・消火器 ・通報装置

1 3. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

敷金（預り金）	100,000 円（退去時 清算させていただきます）
来訪・面会	日中の時間帯であればいつでもご対応します。事前にご相談ください。
外出・外泊	いつでも自由です。事前にご相談ください。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は、自由です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	希望に応じて事務所で管理します。
宗教活動及び政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

1 3. その他運営に関する重要事項（留意事項）

事業所は、職員資質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備します。

（1）採用時研修 採用後1ヶ月以内に次の内容を原則として行います。

- ・認知症対応型共同生活介護職員に求められる職業倫理
- ・介護保険制度と認知症対応型共同生活介護
- ・認知症高齢者への理解と援助の技法
- ・現場研修

（2）継続研修 現任職員を対象に年3回2時間以上の内容で行います。

2 秘密の保持

事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人ともの家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。